

# 私たちは今、何をすべきか

## —これからの部落解放運動—

### はじめに

狭山差別裁判反対闘争は、一人の青年が被差別部落出身であることを根拠に、冤罪を着せられたこと。国家権力が、いかに非道かつ残虐に被差別者を利用しつつ、自らの身を守るかを明らかにしました。犯してもいない殺人の罪をはらすべく生涯をかけて闘ってきた石川一雄さんが、本年3月11日に亡くなりました。86歳でした。1963年の事件発生以来61年の歳月が過ぎ、第3次再審請求では、開示された証拠は191点となり、弁護団から提出された新証拠は278点に及び、事実調べ請求の実現を求める署名は54万筆を超えたところでした。石川さん自身も「今年こそは！」と希望を語っていた矢先でした。被差別部落に生まれ、10歳から奉公に出され寂しさに耐えながら、文字を習得することも叶わず、苦労を重ねた生い立ちは、自らの境遇に重ね合わせることで多くの仲間の共感を与えつつ、一方でだからこそ識字の困難を抱えていた石川さんが「脅迫状」を書けないこと、証拠となる万年筆が捏造であること等、運動する者たちにとってはあまりにも自明な「無実」だったのです。見えない手錠が外れないままに亡くなった石川さんの無念はいかばかりか。私たちは、妻の早智子さんが引きついだ第4次再審請求に勝利すべく、闘いを継続していかなければなりません。

本年はポツダム宣言受諾をもって、第二次世界大戦における日本の戦争が終結して80年という節目の年です。しかし、世界情勢を見渡せば、ロシアによるウクライナ侵攻から発生した戦争は継続中であり、イスラエルによるパレスチナガザ地区への壊滅的攻撃も停戦の目途が立たないまま、5万人以上の民間人の死者、さらには食糧支援が絶たれた状態で、子どもたちを含め人々は飢餓の危機にさらされています。

日本においては、安倍政権下にあった2014年7月に閣議決定され2015年に成立した安保関連三法により、日本国憲法9条の下にあった「必要最低限の自衛」という論理的制約を覆す「集団的自衛権」が容認される事態となり、10年の歳月を経ることとなりました。本来十分な「民意」が反映され国民的議論の機会も保障されなければならなかった重大な議案であり、内閣法制局が長く「憲法違反」であるとの見解を示していたにも関わらず、強硬に採決に至ったのでした。政府与党自民党が30年ぶりに「少数与党」となった現在、憲法との整合性をふくめあらためて考えるべき現状にあります。

折しも、米国においてこの1月に誕生した「トランプ政権」が繰り出す、反DEI（多様性や差別撤廃）路線において、移民やトランスジェンダーをはじめとするあらゆるマイノリティへの弾圧が顕著となり、自国第一主義のもとで振りかざされる「関税」をめぐり世界中の国々が戦々恐々となる中、日本においてもあらためて自らの国の在り方を考えるべき時代となっています。その場合に留意しなければならないの

は、憲法とはあくまでも国家権力をしぼるためのものであり、市民に対し義務や責任を課すものではないということ。自民党の憲法改正草案がそうした視点を逆転させ、個人の尊厳や人々の平等を制限していることを警戒しなければなりません。またそのことは、今国会に提出されている「日本学術会議法案」に見られるように、学問の自由を損ね、戦争反対の意見表明などに制限を加える施策として、一見普通の市民には関係ないように思わせながら、現実的に画策されていることに危機感を募らせるべきです。

## 部落を取り巻く課題

2022年に策定された京都市の「団地再生計画」に基づき進められている改良住宅の建て替えは、4地区6団地において概ね計画通りに進行し養正、壬生東、三条について今年5月現在、順次竣工され、7月には入居がはじまります。錦林についても1年遅れで来年5月に竣工予定であり、全体としては2031年の完了予定です。ハード面でのまちづくりが進行する中、今後はソフト面での協議が重要となります。計画によって生まれた余剰地の活用については、安易にマンション等が建設され、部落に新たな格差や分断が生れないように進めることが大切であり、地域コミュニティを活性化させ、住民同士の関わり合いがこれ以上失われないように進めていく必要があります。また地域の高齢化率は依然として市内の平均値より高く、一人暮らし世帯も増加する一方です。生まれ育った地域でいきいきと暮らしていけるよう、見守り活動や、互いに寄り添い合えるような仕組みをつくっていかねばなりません。隣保館から2002年にコミュニティセンターへと改称され、さらに「いきいき市民活動センター」となった地域施設についても存続、改修、転用を含め丁寧に議論をしていく必要があります。京都市による一方的な廃止決定などは、受け入れることはできません。

昨年5月、ネット事業者が削除指針を策定することや侵害情報調査専門員を配置することなどを定めた情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）が成立し、この4月から施行されています。総務省が2024年11月に公表した情プラ法の「省令及びガイドラインに関する考え方」によると、「社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛が生じた場合には、私生活の平穏などの人格的利益の侵害が成立する」とあります。識別情報の摘示についても記述がありました。この法律は、これまでネットで部落差別にあった被害当事者や、これを削除するために関係機関へ働きかけた自治体や民間団体などが、声をあげつづけてきた成果と言えます。特に「復刻版裁判」での東京高裁判断において、憲法13条（個人の尊重と幸福追求権）と憲法14条（法の下での平等）による「差別されない人格的権利」を認めたことが重要であり、憲法に書き込まれながら、それを具体化する法律、すなわち「人権侵害救済法」や「差別禁止法」をいまだに持つことができていない日本の現状において裁判所が判例としてこの条項を使ったということは、他の人権侵害や差別事件に対しても援用可能でありかつ、法制定そのものを必然とする考え方を示したとも言えるからです。私たちはこの判決の中身を、市民社会に対して周知していくと同時に、国会議員に対しても広く知らせながら、包括的な人権救済法へとつなげていく必要があります。

総務省は同和地区の「識別情報の摘示」については、削除対象とするよう指導すると明言しました。事業者がその基準で判断しているかどうか、注視する必要があります。多くの自治体は「部落を特定する差別投稿」の削除ができず、悩んできました。何が識別情報か、地元にはわからない場合もあります。地元自治体とプラットフォーム事業者の対話を可能とするなど、対策を講じるべきです。施行後の現在、実効性ある運用にむけて、各関係機関への継続した働きかけが重要です。

京都府では、京都府立大学に委託して差別投稿のモニタリングを実施しています。府内自治体と連携しながら、差別投稿かどうかの検証をおこない、必要があれば京都地方法務局への削除要請依頼を実施しています。解放同盟京都市協では、定期的に差別事件について京都市に情報公開を求めています。そのなかに京都府のモニタリングで発見された事件で、京都市内の部落の識別情報の投稿がありました。即座に削除要請をしたところ、翌日に削除されたというケースもありました。しかしながら、逐次的な情報公開請求では時間差が生じ、迅速で適切な対応が困難な場合も生じます。必要な情報については主体的に共有する方法も考えていく必要があるでしょう。

また、昨年12月以降、断続的に公園のトイレ等に張り出される差別落書きについては、学校付近の公園で生徒が発見し、先生に報告した事例でありながら、共生社会推進室に情報が上がっていなかったというケースも発覚しています。事実は偶然にも「人権交流京都市研究集会」の自由に語り合う分科会での発言から明らかになったもので、差別事象の共有と対策について不十分な現状が明らかになったのです。差別行為を行う加害者に着目すると、差別的言辞を連ねて相手を罵倒することで、自分の立場を守ったり留飲を下げたりする場合がありますが、何年にもわたって繰り返される行為については精神的に追い詰められた結果と見ることもでき、被害者加害者双方での危険性が高まっていることが懸念されます。「地域共生社会」の実現という理念も念頭に置きつつ、被害者の救済のみならず、加害者へも対応できる仕組みやルール作りが何よりも大切になっています。

## 今、何をすべきか

人権侵害救済法、また「差別禁止法」の制定に向け、全国各地で自治体での条例づくりがすすんでいます。京都府では今年2月「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」が制定されました。府条例には差別禁止条項がないなど、不十分で抽象的な内容に批判の声が上がりましたが、第6条では推進計画と懇話会の設置が謳われているところであり、今後は実効性を求め他の人権課題とも連携しつつ、条例の内容を充実していかなければなりません。また京都市においても、人権侵害をされた人が速やかに救済され、また、差別を許さないための条例を実現していく必要がありますが、現在のところ京都市は1978年に制定された「世界文化自由都市宣言」において理念は記されているとし、条例制定には及び腰です。人権文化推進計画の改定や具体化と同時に、京都市の姿勢として明確になるべき条例の必要性を引き続き訴えていきます。

戸籍や住民票等の不正取得、不動産売買における差別的取り扱い、就職にともない大学生に対しておこなわれる不当で差別的な質問事項等々、差別事象はまだまだ現実に存在しているのであり、そうした事象は私たちが暮らす自治体でこそ発生しています。窓口職員

への啓発、指導などを具体的に強化していくことが切実に求められています。また不正取得を未然に防ぐためにも「事前登録型本人通知制度」が有効ですが、京都市では伸び悩んだままであり、登録率を上げるための情報発信も消極的だと言わざるを得ません。

戸籍の問題点は不正取得のみならず、その構造的な在り方にあります。「戸籍筆頭者」のもとの家族登録であり、かつ、その筆頭者の96%が男性である（婚姻届けで夫の氏を選ぶことによって筆頭者が男性となる）点にもあります。そうして「家＝氏」の承継に価値を置き、生まれてきた子どもの氏を確定する「父の存在」を優位に置く「家制度」が天皇制を支え、政治的右派勢力が頑迷に「選択的夫婦別姓制度」に反対する根拠ともなっています。

こうした状況において「困難を抱えた女性」たちに対しては、これまで1956年制定の売春防止法に規定された支援しかなく、「道を踏み外し」性交渉や売春をおこなう女性たちを懲罰の対象としつつ「保護更生」させようとするものでした。2022年に成立・交付され、昨年4月1日に施行された「困難女性支援法」は、はじめて女性の人権と男女の平等をうたった法律です。女性たちを尊重し実効性のある成果を上げる必要があります。

昨年7月、最高裁判所は優生保護法のもとでの強制不妊手術について憲法違反とし、国に賠償を命じる判決を出しました。優生保護法は1947年に成立しましたが、当時、自民党の日本医師会副会長が主導し、社会党議員に提携を呼びかけ通過したもので、同法の指定医団体が主体になって強制不妊手術が強化されました。戦争への反省と人権が謳われた「日本国憲法」が制定された後になって、なお、こうした法律がつくられ、かつ1996年母体保護法に変えられるまで存在し続けたことの意味は、その存続を容認し続けた民意も含めて検証される必要があります。不当で差別的な不妊手術が本人の同意もないまま強行されたということ。障害を持つ者は生きるに値しないとす「命の抹殺」を「優性思想」において推進した結果であることを踏まえるならば、被害者に対する国の賠償は当然のことであり、いまだ名乗り出ることのできない被害当事者への保証も積極的に取り組むべきです。昨年4月には、民間事業者にも合理的配慮が課される改正「障害者差別解消法」が施行されています。障害のあるなしに関わらず、地域で誰もが安心して生きていける社会を実現するために、自分のこととして一人一人が取り組んでいくことこそが、「優性思想」を乗り越えるために求められています。

差別や排外主義を許すことなく、尊厳をもって互いを敬いながら暮らしていける社会をめざす取り組み。私たち部落解放同盟が進めてきた戦後の運動が、現在「人権侵害救済法」制定に向けて集約されています。また狭山再審闘争では、警察や検察という国家権力の中枢が、ときにごく普通に暮らしている市民に刃を向け、罪をでっち上げ、それを撤回するためのしくみ（法律）も整備されていないということが明らかになりました。まずは再審法改正を勝ち取り、一刻も早い石川一雄さんの無実をあきらかにしなければなりません。

人権政策確立要求京都市実行委員会、リベレーションフェスタ、人権交流京都市研究会等、京都市協議会が主体となって取り組んでいる活動を今年度も責任をもって継続し、そこで培っていく市民や共闘団体との連帯を一層強化していきます。また、今年度も「まちづくり部会」「人権確立部会」「教育・啓発部会」の『市協三部会』を活性化させ、市内各支部の仲間たちはもとより、各界各層のさまざまな立場の人たちと議論しながら、多様な課題に取り組んでいきます。